各 位

社 名 株式会社ブリヂストン 本店所在地 東京都中央区京橋三丁目1番1号 代 表 取締役 代表執行役 Global CEO 石橋 秀一 上場取引所 東京(第一部)及び福岡 コード番号 5108 問い合わせ先 責任者役職名 1 R部長 E. 名 佐治 健太郎 話 号 (03)6836-3100

サステナビリティに係る業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022 年 3 月 23 日開催の報酬委員会において、役員報酬制度における業績連動型株式報酬制度の見直しを行い、中長期インセンティブの中で新たなスキームとしてリストリクテッド・ストック・ユニット(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1 本制度の導入目的

本制度は、サステナビリティ及び長期の事業戦略実現を後押しするとともに、在任中に直接株式が報酬として交付されることにより株主視点での経営執行を一層促すため、当社の執行役(当社の取締役を兼務する者を含む。以下「交付対象者」という。)に対して中長期インセンティブの 50%部分として導入するものです。

2. 本制度の概要

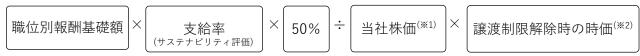
当社は、交付対象者に対し、一定期間(以下「評価判定期間」という。)におけるサステナビリティ及びトランスフォーメーション推進に係る重要な取り組み項目に関する評価(報酬委員会で審議・決定した定性目標に対する 0%から 120%の非財務評価。以下、「サステナビリティ評価」という。)に応じて、当社株式の交付及び金銭の支給を行います。株式の交付及び金銭の支給割合は、交付対象者が負担する所得税額等を考慮し、それぞれ 50%とします。株式の交付にあたっては、当社株式の払込みに係る現物出資財産として、交付対象者に金銭報酬債権を支給します。なお、長期的な視点での企業価値向上及び株主価値向上を目的として、譲渡制限期間は株式交付日から交付対象役員退任までとし、譲渡制限解除はその翌日としております。

3. 本制度に基づき交付対象者に交付する個別交付株式数及び支給する個別支給金額の算定方法

(1) 個別交付株式数



(2)個別支給金額



※1 当社株価

評価判定期間終了後に、本制度に基づき支給する株式の新株発行又は自己株式の処分に係る当

社取締役会の決議の日の前月における東京証券取引所における当社株式の終値の平均値として おります。

※2 譲渡制限解除時の時価

退任日(譲渡制限解除前日)の東京証券取引所における当社株式の終値としております。

4. 本制度のその他事項

(1) 評価判定期間

2022 年度の評価判定期間は、2022 年事業年度開始日から1年間としております。

(2) 当社株式の交付及び金銭の支給の時期

交付対象役員への株式の交付は評価判定期間終了後とし、金銭の支給は譲渡制限解除時に行なう こととしております。

(3) 当社株式の交付方法

当社株式の新株発行または自己株式の処分の方法により行います。

以 上